

平成25年度

包括外部監査結果報告書

概要版

「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」

岡山市包括外部監査人

青木 靖英

目 次

第1． 包括外部監査の概要.....	1
1． 監査の種類.....	1
2． 選定した特定の事件.....	1
(1) 包括外部監査対象.....	1
(2) 包括外部監査対象期間.....	1
3． 事件を選定した理由.....	1
4． 包括外部監査の方法.....	2
(1) 監査対象機関.....	2
(2) 監査要点.....	2
(3) 主な監査手続.....	2
5． 包括外部監査の実施期間.....	3
6． 包括外部監査人を補助した者.....	3
7． 利害関係.....	3
第2． 市の財政状況.....	4
第3． 監査対象とした補助金等の概要.....	7
1． 補助金等の内容.....	7
(1) 補助金等の定義.....	7
(2) 監査の対象とした補助金等の内容.....	7
2． 市が執行する補助金等の概要.....	8
(1) 補助金等の推移.....	8
(2) 市における補助金等に関する見直しの取組状況.....	9
第4． 監査の指摘及び意見.....	10
1． 補助金について.....	10

(1) 共通論点..... 10

【意見 1】 実績報告書等について実地調査により検証を行うことが望ましい 10

(2) 個別論点..... 12

安全・安心ネットワーク推進室

◆岡山市住民自治組織補助金（平成 24 年度補助実績 5,900 千円）..... 12

【指摘 1】 当該補助金の支出内容とその効果を厳しく精査し、不必要な支出とならないように指導すべきである 12

◆学区・地区連合町内会補助金（平成 24 年度補助実績 9,582 千円）..... 13

【指摘 2】 補助金額の減額や必要性を学区・地区ごとに検討すべきである 13

◆岡山市区づくり推進事業補助金（平成 24 年度補助実績 27,108 千円）..... 14

【意見 2】 活用しやすい補助金となるよう制度を見直すことが望ましい 14

市民局スポーツ振興課

◆岡山市体育協会補助金（平成 24 年度補助実績 11,000 千円）..... 15

【指摘 3】 要綱で補助対象経費を明確化した上で、支出の妥当性を検証すべきである..... 15

【意見 1】 に該当する..... 15

◆岡山市競技力向上事業補助金（平成 24 年度補助実績 4,950 千円）..... 15

【意見 1】 に該当する..... 15

【意見 3】 補助対象事業者の範囲を広げることが望ましい 15

市民局国際課

◆岡山市国際交流協議会補助金（平成 24 年度補助実績 8,152 千円）..... 16

【意見 4】 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい 16

【意見 5】 公募方式の検討をすることが望ましい 16

市民局人権推進課

◆人権擁護委員協議会補助金（平成 24 年度補助実績 1,400 千円）..... 17

【指摘 4】 実績報告書をより精緻に検証し、指導すべきである 17

【指摘 5】 啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量であることを確認し、指導監督すべきである..... 17

【指摘 6】 他市町村から受領する助成金も考慮して、市の補助金額を決定すべきである..... 18

[意見 6] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい	18
◆人権施策補助金（人権啓発活動補助金）（平成 24 年度補助実績 2,863 千円）	19
[指摘 7] 効率的な補助金の使用について、積極的に指導すべきである	19
[意見 7] 謝金等の人件費に対する所得税の源泉徴収義務の指導等を行うことが望ましい	21

保健福祉局福祉援護課

◆南ふれあいセンター経由バス路線補助金及び北ふれあいセンター経由バス路線補助金（平成 24 年度補助実績 3,600 千円及び 1,050 千円）	22
[意見 8] バスの利用者数の増大に向けて改善策を検討することが望ましい	22
◆民生委員活動費補助金及び地区民生委員協議会補助金（平成 24 年度補助実績 84,105 千円及び 7,479 千円）	22
[意見 9] 実支給額と補助金要綱の基準を一致させることが望ましい	22
[意見 10] 補助金の目的や対象経費をより明確にするよう指導することが望ましい	23
◆ふれあい公社運営費補助金（平成 24 年度補助実績 36,199 千円）	23
[意見 1] に該当する	23
◆社会福祉協議会活動費補助金（平成 24 年度補助実績 94,748 千円）	23
[意見 1] に該当する	23
◆日常生活自立支援事業補助金（平成 24 年度補助実績 21,276 千円）	24
[意見 1] に該当する	24

保健福祉局生活保護・自立支援課

◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金（平成 24 年度補助実績 7,000 千円）	24
[意見 11] 貸付制度に関する PR を行うことが望ましい	24

保健福祉局高齢者福祉課

◆岡山市シルバー人材センター運営費補助金及び高齢者活用生活援助サービス事業費補助金（平成 24 年度補助実績 20,820 千円及び 4,000 千円）	24
[指摘 8] 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の財源について説明責任を果たすべきである	24

[意見 1] に該当する.....	27
◆岡山市老人クラブ補助金（平成 24 年度補助実績 31,012 千円）.....	27
[意見 1] に該当する.....	27
[意見 12] 老人クラブの実態を把握することが望まれる.....	27

保健福祉局医療助成課

◆岡山市福祉医療事務補助金（平成 24 年度補助実績 10,925 千円）.....	28
[指摘 9] 要綱上、実績報告を必要とする旨を明記すべきである.....	28
[意見 13] 支給可否を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい.....	28

保健福祉局障害福祉課

◆地域生活支援事業費補助金（福祉ホーム）（平成 24 年度補助実績 6,951 千円）.....	29
[指摘 10] 実際の支給方法と補助金要綱とを一致させるべきである.....	29

保健福祉局保健管理課

◆岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金（平成 24 年度補助実績 6,000 千円）.....	29
[指摘 11] 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである.....	29
[指摘 12] 公衆浴場の経営実態を踏まえた補助制度とすべきである.....	30
[意見 14] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい.....	31
◆岡山市愛育委員協議会補助金（平成 24 年度補助実績 6,847 千円）.....	31
[意見 15] 各地区、学区の収支計算書を入手し、実地調査等による検証の仕組みの構築が望まれる.....	31

岡山っ子育て局子ども企画総務課

◆児童クラブ補助金（平成 24 年度補助実績 463,413 千円）.....	32
[指摘 13] 児童クラブのサービス水準に公平性を担保すべきである.....	32
[意見 16] 「心豊かな岡山っ子育てプラン」の目標値を適宜見直すことが望ましい.....	32
◆岡山市青少年育成協議会補助金、青少年健全育成地域教育懇談会補助金（平成 24 年度補助実績 10,739 千円及び 3,403 千円）.....	33
[指摘 14] 補助金額の根拠を要綱上明確にすべきである.....	33

[意見 17] 補助対象経費を要綱上明記することが望ましい	34
-------------------------------	----

岡山っ子育成局保育園・幼稚園課

◆幼児教育センター補助金（平成 24 年度補助実績 30,772 千円）	34
[指摘 15] 補助金額の算定根拠が合理的でない	34
[意見 1] に該当する	35
[意見 18] 補助金の必要性について検討することが望ましい	35
◆私立幼稚園就園奨励費補助金（平成 24 年度補助実績 99,996 千円）	35
[意見 19] 補助金の充当方法を検討することが望ましい	35
◆私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、時間延長保育事業補助金、 休日保育事業補助金（平成 24 年度補助実績 98,165 千円、108,674 千円、336,208 千円、 12,052 千円）	36
[意見 20] 補助対象経費を要綱上明確にすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・休日保育）	36
[意見 21] 補助対象経費の根拠資料をチェックすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・時 間延長保育・休日保育）	36
◆登録保育施設補助金（平成 24 年度補助実績 10,663 千円）	37
[意見 22] 納品事実・使用状況を確認することが望ましい	37

環境局環境保全課

◆住宅用太陽光発電システム設置等補助金（平成 24 年度補助実績 156,589 千円）	38
[指摘 16] 稼働実績報告の入手を徹底すべきである	38
[意見 23] 終期設定を行うことが望ましい	38

経済局産業振興・雇用推進課

◆勤労者福祉事業費補助金（平成 24 年度補助実績 6,200 千円）	39
[指摘 17] 剰余金の取り扱いについて返還を含めて検討すべきである	39
[指摘 18] 中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の 妥当性について検討すべきである	39
◆岡山貿易情報センター補助金（平成 24 年度補助実績 1,000 千円）	40

[意見 24] 補助金の実績報告に関する明確なルールを今後必要に応じ定めるべきである	40
◆岡山市企業立地促進奨励金（平成 24 年度補助実績 16,709 千円）	40
[指摘 19] 申請の実務実態と合致する要綱とすべきである	40
<u>経済局農林水産課</u>	
◆有害獣捕獲補助金（平成 24 年度補助実績 14,738 千円）	41
[意見 25] 補助金の効果測定をすることが望ましい	41
<u>経済局農村整備課</u>	
◆岡山市土地改良区事務費等補助金（平成 24 年度補助実績 52,579 千円）	42
[意見 26] 平成 22 年度に行った補助制度の改善は継続することが望ましい	42
[意見 27] 補助金額の妥当性を検討することが望ましい	42
◆岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金（平成 24 年度補助実績 なし）	43
[意見 28] 補助金の目的を果たせるようにすることが望ましい	43
<u>都市整備局都市計画課</u>	
◆土地開発公社利子補給金（平成 24 年度補助実績 9,730 千円）	43
[指摘 20] 公社が先行取得している土地の買戻しを実現し、早急に利子補給を縮減していくべきである	43
<u>都市整備局街路交通課</u>	
◆井原鉄道基盤設備維持費補助金（平成 24 年度補助実績 2,898 千円）	44
[指摘 21] 補助金の必要性について検討すべきである	44
<u>教育委員会保健体育課</u>	
◆岡山市小学校体育連盟助成金（平成 24 年度補助実績 320 千円）	45
[指摘 22] 助成金金額を見直す必要がある	45
[意見 1] に該当する	45
◆岡山市中学校体育連盟助成金（平成 24 年度補助実績 3,500 千円）	45
[指摘 23] 助成金金額を見直す必要がある	45

[意見 1] に該当する.....	45
◆中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金（平成 24 年度補助実績 6,840 千円）.....	45
[意見 1] に該当する.....	45
<u>教育委員会生涯学習課</u>	
◆豊かで潤いのある町づくり活動補助金（平成 24 年度補助実績 2,100 千円）.....	46
[意見 1] に該当する.....	46
[意見 29] 公募方式の検討をすることが望ましい.....	46
<u>教育委員会文化財課</u>	
◆指定文化財等の保存事業補助金（平成 24 年度補助実績 15,345 千円）.....	46
[指摘 24] 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の支給とすべきである.....	46
2. 負担金について.....	48
(1) 共通論点.....	48
[意見 30] 事後検証の仕組みを構築することが望ましい.....	48
(2) 個別論点.....	49
<u>政策局政策企画課</u>	
◆岡山市長会負担金（平成 24 年度負担実績 8,118 千円）.....	49
[指摘 25] 岡山市長会の負担金の定期的な見直しについて検討すべきである.....	49
<u>市民局文化振興課</u>	
◆おかやま国際音楽祭開催負担金（平成 24 年度負担実績 61,759 千円）.....	50
[指摘 26] 具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである.....	50
◆岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金（平成 24 年度負担実績 15,000 千円）.....	50
[意見 30] に該当する.....	50
[意見 31] 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい.....	51
◆岡山市文学賞負担金（平成 24 年度負担実績 7,869 千円）.....	51
[意見 32] 負担金拠出について企業協賛・後援を募集することが望ましい.....	51

[意見 33] 応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい	51
◆マーチング・イン・オカヤマ開催負担金（平成 24 年度負担実績 8,000 千円）	52
[意見 30] に該当する	52
[意見 34] 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい	52
[意見 35] 企業協賛を増やし市の負担を軽減できるように企業協賛を拡大することが望ましい...	52

市民局岡山シティミュージアム

◆企画展共催負担金（平成 24 年度負担実績 12,157 千円）	53
[意見 36] 常設展相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい	53

経済局観光コンベンション推進課

◆公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金（平成 24 年度負担実績 114,690 千円）	54
[意見 30] に該当する	54
◆おかやま桃太郎まつり開催事業負担金（平成 24 年度負担実績 88,000 千円）	55
[意見 30] に該当する	55
◆おかやま城下町物語実行委員会負担金（平成 24 年度負担実績 7,200 千円）	57
[意見 30] に該当する	57

教育委員会指導課

◆岡山県小学校教育研究会負担金、岡山県中学校教育研究会負担金、岡山県高等学校教育研 究会負担金（平成 24 年度負担実績 3,036 千円、1,893 千円、52 千円）	58
[意見 30] に該当する	58

3. 交付金について	59
(1) 共通論点	59
(2) 個別論点	59

消防局消防企画総務課

◆岡山市消防団運営交付金（平成 24 年度交付実績 11,850 千円）	59
[指摘 27] 交付対象経費として不適当なものは控えるべきである	59

[指摘 28] 交付対象経費の妥当性を判断する情報を記載するよう指導すべきである 59

第 5. 総括意見..... 60

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

「補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について」監査の対象とした。

(2) 包括外部監査対象期間

平成 24 年度（自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 25 年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

補助金等は、平成 24 年度予算で、一般会計で 308 億円計上しており、重要な歳出項目である。地方自治法第 232 条の 2 には「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、補助金等は、地方自治体が、施策との関連で有効であり、補助者対象者側の財政的な必要性がある場合、市財政を総合的に勘案して、支出できるものと考えられる。

一方で、補助金等は、地方自治体へ支出に対する反対給付を伴わない側面もある。このような点から、各補助金等は、地方自治体の施策との関係やその効果・必要性について、絶えず検証していくべき性格のものと考えられる。

以上から、補助金等の執行状況に関する管理について監査の対象とした。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

地方公営企業を除く、一般会計で所管している部署を監査の対象機関としている。

(2) 監査要点

- ①補助金及び負担金等に係る申請、決定、交付等の事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているか。
- ②補助金及び負担金等の対象は公益性の観点から適正であるか。
- ③補助金及び負担金等の対象団体（事業）からの実績報告のモニタリングは適切であるか。
- ④補助金及び負担金等の対象団体（事業）への指導・監督は適切か。
- ⑤補助金及び負担金等の検証（効果測定）やフィードバック、見直しは適切か。

(3) 主な監査手続

①調査票の照会

補助金及び負担金等を所管する部署に対して監査人が作成した調査票とその関連資料の記載及び提出を求め、それらを通読し、問題点の有無を検討した。

②所管課へのヒアリング・資料閲覧

調査票の照会結果をもとに、対象とした補助金及び負担金等を所管する部署に対して、さらに詳細な関連資料の提出を求め、それらを閲覧した。その結果をもとにヒアリングを実施し、論点の整理、課題の特定を図った。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 25 年 4 月 26 日 至 平成 26 年 3 月 28 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公 認 会 計 士 堀 重樹、奥田講平、菊池健太郎、黄 壽容、廣瀬遥香
大下俊樹、藤本真也、花光 昇

弁 護 士 松島幸三

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2. 市の財政状況

1. 普通会計決算収支状況等の過去 5 年の推移

(単位：億円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
歳入	2,299	2,518	2,610	2,644	2,622
うち市税収入	1,134	1,085	1,087	1,091	1,080
うち臨時財政対策債	48	69	159	175	190
うち地方交付税	286	333	349	319	305
歳出	2,251	2,457	2,503	2,555	2,559
うち義務的経費	1,311	1,345	1,450	1,478	1,477
公債費	386	382	376	372	371
扶助費	449	506	625	660	668
人件費	475	456	448	445	438
借金総額	3,744	3,559	3,500	3,606	3,591
市債残高	2,981	2,854	2,792	2,776	2,760
債務負担行為残高	763	705	708	829	831
経常収支比率 (%)	93.6	90.5	86.1	87.4	88.2
起債制限比率 (%)	16.5	15.9	15.3	14.3	13.6
実質公債費比率 (%)	17.6	17.0	15.9	14.8	13.5

普通会計……………一般会計と特別会計のうち、(1) 地方財政法施行令 37 条に掲げる事業に係る公営企業会計、(2) 収益事業会計、農業共済事業会計等の事業会計、(3) 上記 (1) 及び (2) の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計、に含まれない特別会計を合算した会計区分をいう。

臨時財政対策債…地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債で、地方交付税制度を通じて標準的に保障されるべき地方一般財源の規模を示す各地方公共団体の基準財政需要額を基本に、団体ごとの発行可能額が算定される。

地方交付税……………国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体が等しくその行なうべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

義務的経費………地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいい、きわめて硬直性の強い経費である。歳出のうち経常的経費とされている人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目は広い意味ではすべて義務的経費としての範疇に属し、その中でも人件費、扶助費、公債費の3つの費目が厳密な意味での義務的経費とされる。人件費、扶助費、公債費の占める比率が大きいほど、経常的経費の増大傾向が強く、財政構造の悪化に伴い地方公共団体が財政の健全化を図る場合、大きな障害となってくる。

経常収支比率………人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常一般財源収入がどの程度充当されているかを示す指標であり、当該団体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率としても使われる。

起債制限比率………公債費の負担状況を表す指標の1つであり、地方税や普通地方交付税など使途が特定されず毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費（普通交付税が措置されるものを除く。）に充当されたものの占める割合の過去3年間の平均値として求める。

実質公債費比率…公債費に公営企業に対する繰出金、一部事務組合等への負担金や債務負担行為などのうち公債費に準ずるものを加味した指標で、実質的な債務の返済の割合のことをいう。

歳入全体は、平成20年度から平成21年度にかけて、主に国庫支出金の増加により218億円増加、平成21年度から平成22年度にかけて、主に地方債発行により91億円増加、平成22年度以降はほぼ横ばいに推移している。市税収入は、平成21年度の1,085億円から、平成24年度まではほぼ横ばいで推移している。地方交付税は、平成21年度は、政令指定都市移行により権限移譲された土木・福祉事業の業務量が著しく増加したことに伴う増額並びに国の経済雇用対策などの施策により臨時財政対策債と合わせて67億円増加し、

平成 22 年度は、厳しい経済情勢から地方税収の大きな落ち込みや地方の自主財源の充実・強化施策により臨時財政対策債と合わせて 106 億円増加している。平成 23 年度以降は、普通交付税の振替措置として発行する臨時財政対策債の増額や東日本大震災の応援経費等による特別交付税の増加など市の交付税総額は前年度と同じレベルで推移している。

歳出全体は、平成 20 年度から平成 21 年度にかけて、主に補助金等金額の増加により 205 億円増加、平成 21 年度以降はほぼ横ばいで推移している。義務的経費のうち、人件費は、平成 20 年度、平成 21 年度は職員採用凍結により人件費を抑制したことにより減少していたが、平成 23 年度に職員採用中期計画を策定し、人件費総額の抑制に取り組んできた。扶助費は、平成 21 年度の政令指定都市移行に伴う業務増や平成 22 年度の児童手当の制度改正等により、平成 24 年度は平成 20 年度に比べて 1.48 倍と大幅に増加している。公債費は、借入の抑制等により微減し、借金残高については、行革努力もあり着実にその額は減少している。

経常収支比率は、平成 24 年度は平成 23 年度と比較して、固定資産税評価額見直しによる固定資産税の減少、生活保護費や障害者自立支援関係経費の増加により、0.8 ポイント悪化している。

起債制限比率は平成 23 年度と比較して、平成 24 年度は、0.7 ポイント改善している。

実質公債費率は、平成 24 年度は、1.3 ポイント改善している。平成 20 年度から市債発行に国の許可が必要となる 18%（下限）を下回っている。

平成 20 年度から平成 24 年度にかけて経常収支比率は、86.1%から 93.6%の間で推移、実質公債費比率は、13.5%から 17.6%の間で推移しており、依然として市の財政状態は厳しい状態であると考えらる。

第3. 監査対象とした補助金等の概要

1. 補助金等の内容

(1) 補助金等の定義

補助金等の一般的な定義は以下のとおりである。

補助金等とは市が市以外の者（団体又は個人）に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいう（岡山市補助金等交付規則第2条（1））。	
補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために市が公益上必要であると認めた場合に対価なくして給付するもので、助成金、奨励金、補給金という名称を使うこともある。
負担金	法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を拠出するもの、又は任意に各種団体を市が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体で取り決められた費用を拠出するものである。また、研修や会議に出席する際の会費も当該科目から拠出する。
交付金	法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して市の事務を委託している場合に、その報償として交付するものをいう。

(2) 監査の対象とした補助金等の内容

今回の監査の対象となる平成24年度の市の補助金等（特別会計を除いた一般会計のうち地方公営企業等に対するものを除く）の内訳は以下のとおりである。

（単位：上段：百万円、下段：件）

	補助金	負担金	交付金	合計
予算金額	5,414	10,592	2,646	18,654
(件数)	(234)	(685)	(11)	(930)

ここで市から「財務会計システム」から「負担金補助及び交付金」を抽出し、以下の補助金等を調査の対象とした。

< 調査の対象とした補助金等の概要 >

(単位：上段：百万円、下段：件数)

	補助金	負担金	交付金	合計
5 百万円以上の 案件	5,210 (77)	10,352 (61)	2,641 (7)	18,205 (145)
5 百万円未満の 案件	58 (21)	50 (19)	- (-)	109 (40)
合計	5,269 (98)	10,403 (80)	2,641 (7)	18,314 (185)

平成 24 年度の当初予算金額が 5 百万円以上の案件については全件抽出、平成 24 年度の当初予算金額が 5 百万円未満の案件については、過去 3 年連続同額で支出しているなど、追加で調査を必要と判断した案件を抽出している。また、今回の監査の対象から特別会計に係る補助金等、また一般会計に係る補助金等のうち公営企業に対する補助金等については調査の対象から除外している。

2. 市が執行する補助金等の概要

(1) 補助金等の推移

過去 5 年間における市の補助金等（特別会計を除いた一般会計）の予算金額、実際支出金額等の状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
予算金額	30,572	36,406	35,346	35,313	33,355
実際支出額	19,123	34,832	33,549	32,142	32,669
翌年度繰越金額	11,287	1,057	662	2,084	148
不用金額	161	517	1,134	1,086	537

平成 21 年度の実際支出額は、定額給付金（国経済対策）104 億円の臨時的な交付金があったこと、また政令指定都市移行により道路関係の国直轄事業負担金 36 億円と県債償還負担金 19 億円の交付を開始したこと等により 157 億円増加している。平成 21 年度から平成 24 年度においては、大きな変動はない。

また、過去 5 年間における市の補助金等支出金額（特別会計除く）と歳出決算額の状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ア. 補助金等金額	19,123	34,832	33,549	32,142	32,669
イ. 歳出決算額	227,244	245,463	250,076	255,490	254,801
ア./イ. (%)	8.41	14.19	13.41	12.58	12.82

平成 20 年度と平成 21 年度の比較では、歳出決算額の増加に加え、主に上述記載のと
おりの要因により補助金等金額の増加、歳出決算額に占める補助金等金額の割合は
5.78%増加しているが、歳出金額の減少により平成 22 年度以降は徐々に減少している。
しかし歳出全体の金額のうち、毎年 8.41%から 14.19%を占めており、依然として市の
財政に大きな影響を与えているため、補助金等に対する市民の目も厳しくなっ
てきている。

(2) 市における補助金等に関する見直しの取組状況

平成 11 年 2 月に萩原誠司氏が市長に就任し、就任後最初の議会で財政の総点検を
実施することを発表し、平成 11 年 6 月には財政の総点検を実施し、財政状況の公表を
行い、経常的経費等の見直しの一環として補助金の削減及び廃止が検討されている。

第4. 監査の指摘及び意見

監査の指摘及び意見は以下のとおりである。

なお、「指摘」とは補助金及び負担金等の執行状況において「法令・条例等に違反又は不当と判断したもの」及び「3E（有効性・効率性・経済性）の観点から著しい問題があると認められ、改善を求めるもの」であり、「意見」とは「指摘」には該当しないが、「組織及び運営の合理化の観点から意見を述べるもの」及び「その他改善が望ましいもの」をいう。

1. 補助金について

(1) 共通論点

【意見1】 実績報告書等について実地調査により検証を行うことが望ましい

【該当補助金】

所管課	補助金名	平成24年度 補助実績	該当頁
市民局 スポーツ振興課	岡山市体育協会補助金	11,000千円	15頁
	岡山市競技力向上事業補助金	4,950千円	15頁
保健福祉局 福祉援護課	ふれあい公社運営費補助金	36,199千円	23頁
	社会福祉協議会活動費補助金	94,748千円	23頁
	日常生活自立支援事業補助金	21,276千円	24頁
保健福祉局 高齢者福祉課	岡山市シルバー人材センター運営費補助金	20,820千円	24頁
	高齢者活用生活援助サービス事業費補助金	4,000千円	24頁
	岡山市老人クラブ補助金	31,012千円	27頁
岡山っ子育成局 保育園・幼稚園課	幼児教育センター補助金	30,772千円	34頁
教育委員会 保健体育課	岡山市小学校体育連盟助成金	320千円	45頁
	岡山市中学校体育連盟助成金	3,500千円	45頁
	中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金	6,840千円	45頁
教育委員会 生涯学習課	豊かで潤いのある町づくり活動補助金	2,100千円	46頁

補助対象経費について補助事業者から提出される補助事業等実績報告書とそれに添えられる収支報告書を受け、書面審査は実施しており、交付規則には必要に応じてあるものの、実地調査まではなされていない。

補助金の不正受給を牽制するためにも、実地調査を実施し、帳簿の閲覧や領収書のチェック、補助対象経費に物品等が含まれる場合は使用状況も含めた補助金支給対象の現物チェックなどを行うことが望ましい。

このような定期的なチェックを行うことにより、補助金制度全体に対する透明性が確保され、制度の安定化にもつながることから、適正な報告を行っている補助事業者にもメリットがあると考えられる。

なお、帳簿や領収書までも含めて補助事業者から提出を求めることも必要に応じて検討されたい。

(2) 個別論点

安全・安心ネットワーク推進室

◆岡山市住民自治組織補助金（平成 24 年度補助実績 5,900 千円）

【指摘 1】当該補助金の支出内容とその効果を厳しく精査し、不必要な支出とならないように指導すべきである

支出の部に計上されている費目の内容について、収支予算書、事業報告書等をもとに確認、検証した結果、以下のような問題点があげられる。

- a 次年度繰越金が多額であり、事業規模に対して補助金額が見合っていないと考えられる（約 1,000 万円の事業規模に対し 1 割強の繰越金、市補助金の約 2 割）。
- b 会議費（平成 23 年度で 346 万 6 千円）に含まれる、懇談会等（平成 23 年度 28 万円、8 回開催）での参加人数、内容に関する報告書がなく適切な経費支出となっているか不明である。
- c 事業費の内容のうち、300 万円以上が視察研修であるが、研修報告が特になく、計画書の行程をみると、例えば、平成 24 年 11 月 13 日から 14 日までの福井市自治会連合会への視察などは、総費用 240 万円のうち、市からの補助金が 165 万円で参加者 50 人に対し自己負担 75 万円（1 人当たり 1 万 5 千円）であるにもかかわらず、本来の目的地とは離れた石川県で宿泊し、観光も行っている。視察時間は 1 日目のわずか 1 時間半であり、全体としての研修レポートや研修をその後どのように役立てたか等の記録が残っていない。その他の研修も報告内容からは、研修を目的とした内容である点が判然としない事例が平成 20 年度から散見される。

岡山市連合町内会の活動精神について、事業計画では「当会は、昭和 37 年に制定された「岡山市市民憲章」とともに半世紀を歩んできた。これからも「市民憲章」を尊重し、崇高なボランティア精神を発揮し、地域を束ねるリーダーとしての自覚のも

と市民の総ての究極の目標である「平穏で安らぎのある地域社会」「思いやりと譲り合いの心を育む地域社会」の構築と、地縁組織の連合体としての役割を果たすべく全市的な視野での情報交換や広報活動を展開するとともに、必要に応じて関係機関と折衝する。」とされているところであり、活動目的及び活動の必要性については十分に理解できるところである。ただし、活動目的、必要性に見合う補助金の使用状況であるかという点に関しては、十分な説明責任が果たされるよう具体的な活動状況、支出内容及びその効果の検証がなされなければ、市民の理解を得ることは困難であると考えられる。

従って、市では補助金の使用状況が詳細にわかるような報告書を検証可能な根拠となる領収書等とともに提出させ、支出内容とその効果を精査し、合理的な説明が困難な支出や不必要な支出が行われないよう指導すべきである。少なくとも旅行補助と考えられる支出内容等は、必要性の点から説明できないところであり、目的と効果の市政への反映の観点から、今後の補助の必要性について検討が必要である。

◆学区・地区連合町内会補助金（平成 24 年度補助実績 9,582 千円）

【指摘 2】 補助金額の減額や必要性を学区・地区ごとに検討すべきである

96 学区・地区合計で総収入 1 億 8,140 万円に対し、8,479 万円もの余剰額が生じている。各学区・地区では、繰越額に差異があるものの、補助金額、収入額及び繰越額の金額的關係性に着目した場合、補助金なしでも運営が十分可能な学区・地区は多数あるものと考えられる。

各学区・地区間の公平性には一定の配慮が必要という考え方はあるものの、自主運営が可能な学区・地区に関しては、補助金の減額や必要性を検討すべきである。

◆岡山市区づくり推進事業補助金（平成24年度補助実績 27,108千円）

【意見2】活用しやすい補助金となるよう制度を見直すことが望ましい

市では、当該補助金の積極的活用を促すため、広報誌、ホームページ、地域住民組織への募集チラシの配布、さらには市職員による直接的な呼びかけ等により周知徹底を図っているところであるが、補助金の利用状況については地区によりばらつきがあり、全地区での活用には至っていない状況である。

このような地域活性化を側面サポートする補助金は、評価される場所であり積極的な活用が望まれる場所であるが、全地区での活用が進んでいないという点については、広報等のより一層の充実とともに、補助金制度の内容についても一定の工夫、改善が望まれる場所である。具体的には、補助率が一律2分の1と定められているところを、イベント開催初期には、補助率の引き上げを実施し、スタート時の活用がより容易な制度とする等の方策が考えられる。積極的な活用促進という観点からの改善点について、具体的な検討を進めることが望ましい。

市民局スポーツ振興課

◆岡山市体育協会補助金（平成 24 年度補助実績 11,000 千円）

【指摘 3】 要綱で補助対象経費を明確化した上で、支出の妥当性を検証すべきである

岡山市体育協会補助金交付要綱第 3 条は以下のとおりである。

<p>(補助対象事業等)</p> <p>第 3 条 この補助金の対象となる事業はつぎに掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 中央及び県体育協会との連絡協調(2) 体育大会、講習会等スポーツに関する各種行事の開催、後援及び指導(3) 体育施設の充実及び普及(4) その他本会の目的達成に必要な事業

補助対象となる事業内容に関して記載はあるものの、その具体的な補助対象経費が不明確である。よって、要綱上、補助対象経費を明確化すべきである。

【意見 1】 に該当する

◆岡山市競技力向上事業補助金（平成 24 年度補助実績 4,950 千円）

【意見 1】 に該当する

【意見 3】 補助対象事業者の範囲を広げることが望ましい

岡山市競技力向上事業補助金交付要綱第 1 条によると、岡山市競技力向上事業補助金の趣旨は、市の競技スポーツの振興を図るためであり、第 4 条にて、補助対象事業者は体育協会専門部に加盟する競技団体としている。

しかし、より多くの競技団体が競技力向上を図る、市の競技スポーツの振興という目的に照らすと、補助対象事業者の範囲を、非公募にて体育協会専門部に加盟する協議団体に限定する必要があるかどうか検討することが望ましい。

市民局国際課

◆岡山市国際交流協議会補助金（平成 24 年度補助実績 8,152 千円）

[意見 4] 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい

「岡山市国際交流協議会補助金交付要綱」第 5 条では、「補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費のうち、市長が定める額とする」と記載されているに留まっているが、透明性を確保するため、補助対象経費もしくは補助対象外経費を要綱で明確にすることが望ましい。

[意見 5] 公募方式の検討をすることが望ましい

岡山市国際交流協議会補助金は、岡山市国際交流協議会補助金交付要綱の第 4 条で、補助事業者を国際交流協議会に限っている。当該補助事業者としての適格性は理解できるが、補助金により達成する行政目的に照らせば、当該補助事業者でなければならないという必要性はないと考える。今の時代であれば、国際化への取組みに対応できるような業者は多くある。28 年間も同じ補助事業者で実施しているため、他の補助事業者へ見直すことにより新しい発想も生まれると考える。国際友好交流都市との交流といった重要な業務は慎重に進めるとしても、市内在住の外国人市民と日本人市民との相互理解と協働の進展に寄与するような事業などから徐々に門戸を広げていくのが望ましい。

したがって、市は公募制を導入し、このような国際交流活動に対する間口を広げていくことを検討することが望ましい。

市民局人権推進課

◆人権擁護委員協議会補助金（平成 24 年度補助実績 1,400 千円）

【指摘 4】 実績報告書をより精緻に検証し、指導すべきである

岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱第 6 条により、実績報告として、収支決算内訳書及び領収書等活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類の提示が求められている。

市では、人権擁護委員協議会より収支決算内訳書の提出を受けているが、領収書等の活動の実施に要した費用を支払ったことを証する書類については、領収書のコピーの提出のみで原本の確認を行っていない。実績報告書の内容の検証においては、領収書の原本を確認する必要がある。

また、平成 24 年度の実績報告書の支出内訳をみると、詳細が見てわからないものがある。

市は、人権擁護委員協議会の活動内容を十分に把握した上で補助対象経費に対し補助金を支給する必要がある、このように実績報告書の記載が不十分であるような場合は指導を行う必要がある。

【指摘 5】 啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量であることを確認し、指導監督すべきである

啓発宣伝用消耗品等は、本来、必要なときに必要量を購入し、使用すべきものと考えられるが、現状は、事前に大量購入し、使用するまで大量保管されている状態である。一括購入による価格の低廉化が図れ、標語などの名入れには期間を要するという側面はあるものの、支出の財源は補助金であり、適切な時期の適切な量の購入であるかどうかは肝心となる。市は啓発宣伝用消耗品等の購入が適時適量な購入であるかどうかの確認を行い、状況によっては指導等を行うことが必要である。

【指摘 6】 他市町村から受領する助成金も考慮して、市の補助金額を決定すべきである

市では、支出明細を閲覧し、全支出額から、研修会での昼食代や個人の印鑑代など個人が負担すべきと考えられる経費などについては補助対象外とし、補助対象経費と市の予算額とを比較し、少ない方を支給することとしている。

平成 24 年度においては、全支出額 2,314,776 円のうち補助対象外とした経費は合計 235,454 円、補助対象経費は 2,079,322 円であり、これは市の予算額 1,400,000 円を超過していることから、予算額での支給となった。

しかし、人権擁護委員協議会は、市の他に玉野市、赤磐市及び吉備中央町からも助成金（補助金）を受領しており、平成 24 年度の全体の収支状況は、次年度繰越として 178,096 円の剰余金が発生している。

人権擁護委員協議会の自主財源は利息収入のみで自主事業は実施していないため、剰余金の財源は市を含めた各市町村からの助成金（補助金）であると考えられ、本来は、精算により各市町村に返還されるべきものである。さらに、結果として、補助対象外経費も市を含めた各市町村の助成金（補助金）を財源に支出されていることになる。

補助対象経費の実績と補助金予算とを比較して少ない方を支給しているにもかかわらず、このように剰余金が発生する原因は、他市町村からの助成金（補助金）による収入を考慮して補助金額を算定していないことによる。

今後、補助金額の算定においては補助対象経費の額と補助金予算とを単純に比較するのではなく、他市町村からの助成金も考慮し、他市町村と協議の上、助成金（補助金）の算定方法を決定する必要があると考える。

【意見 6】 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい

岡山市人権擁護委員協議会補助金交付要綱の第 1 条では、人権擁護委員協議会の活動のために必要な経費について、予算の範囲内において補助金を支給することができ

るとあり、第4条では、補助金額は、補助事業に要する経費のうち、市長が定める額とする、とあるのみで、補助対象経費の範囲についての具体的な定めがない。

実務上は、研修会での昼食代や個人の印鑑代など個人が負担すべきと考えられる経費などは補助対象外とし、平成24年度においては、企画活動費の個人印鑑代2,354円、研修費の昼食代2,100円及び県連負担金額231,000円を補助対象外として認識している。

しかし、県連負担金額は、人権擁護委員協議会の事業を遂行する上で必要なものであれば、補助対象の範囲に含めることもできると考えられる。

人権擁護委員協議会の事業内容等を精査した上で、その活動のために必要な経費の内容を整理し、補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい。

◆人権施策補助金（人権啓発活動補助金）（平成24年度補助実績 2,863千円）

[指摘7] 効率的な補助金の使用について、積極的に指導すべきである

当該補助対象事業の経費内容とその事業の成果等をみると、効果的に行われているか疑問をもつものもある。実施方法や開催場所、テーマに関する社会的な認知状況が違うことから単純に参加者数のみで事業の成果を測れない側面もあるが、当該補助金が、人権尊重のまちづくりを目指し、これを達成する目的で、広く人権問題に取り組んでいる団体等に支給されるものであることを考えると、参加者数にて一定の成果を測ることができ、参加者1人当たり経費の額から補助事業の費用対効果をみることも有用であると考えられる。

市では、当該補助対象事業の実施にあたり、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」と題した説明書を各支給団体に提示し、事業開催にあたっての留意事項や支出項目ごとの上限額等を定め、説明を行っている。

当該補助対象事業の講師謝金は、講師2名に対し、各20万円支給されているが、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」において、講師謝金については、「講演、公演等を行うため外部より招聘した講師等については、1団体（1人）

当たり 40 万円、1 事業当たり 70 万円を上限とする」とされているため、規定の範囲である。また、印刷製本費については、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」において、「案内チラシ、ポスターについては、一枚当たりの単価の補助上限を、A4 40 円、B4 50 円、A3 60 円、A2 150 円、B2 200 円（デザイン料を含む）」とされており、同事業では、A4 の案内チラシを 1 万枚作成しているが、単価 30 円で支出されているため、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」の規定の範囲内であり、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」には反していないかもしれない。しかし、1 人当たり 20 万円という謝金から集客力が高いと想定される講師を 2 名招聘し、かつ、案内チラシ 1 万枚を配布し、ゆうメールの通信費を含め約 40 万円の広告宣伝の費用を掛けた結果、実際の参加人数が 40 名のみという状況は、補助金が効率的に使用されているといえるのか疑問である。

市の財源をより効率的に使用するためには、補助対象事業の企画内容、参加者募集の方法、購入先選定方法等について、市も積極的な指導を行い、補助金がより効率的に使用されるよう図っていく必要がある。

また、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」では、案内チラシについては、印刷枚数にかかわらず単価の上限を規定しているが、多数印刷する場合には、相見積りの実施等により経費の削減も可能と思われる。さらに、例えば旅費については、「市の旅費規定の範囲内を限度とする」とされているが、謝金については、外部のイベントであることへの配慮から、相当高く上限が設定されている。これらのことから、当該事業に補助金を費やし、市の財源を使う以上、「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」の規程の見直しも検討すべきと考える。

[意見 7] 謝金等の人件費に対する所得税の源泉徴収義務の指導等を行うことが望ましい

当該補助対象事業はイベントや講演の実施が多いため、補助対象経費のうち謝金等の人件費が占める割合が大きい。個人に支払う謝金については税法の規定により一定割合の所得税を源泉徴収した上で支払うことが義務付けられているが（注1）、当該補助事業の対象団体は人格なき社団などの小規模な組織も多く、そのような法的知識があるとは限らない。

例えば、支給団体Fでは、20万円の謝金につき10%の2万円の所得税を源泉徴収して18万円を講師に支払い、2万円は源泉所得税として税務署に納税する必要があるが、各団体に通知されている「岡山市人権啓発活動補助金執行に当たっての注意事項」に謝金等の源泉徴収義務の記載はなく、これまで特に指導も行っていなかったため、源泉徴収漏れの可能性が懸念される。

源泉徴収漏れは謝金を受領した個人の所得税申告漏れに繋がる恐れもあり、法的に源泉徴収の義務があることを支給団体等に指導するとともに、必要に応じて、源泉所得税の納付書も確認することが望ましい。

（注1）源泉徴収義務者について

源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」という。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる（所得税法第6条）。

（注2）平成25年1月1日以降は源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収する必要がある。

保健福祉局福祉援護課

◆南ふれあいセンター経由バス路線補助金及び北ふれあいセンター経由バス路線補助金（平成 24 年度補助実績 3,600 千円及び 1,050 千円）

【意見 8】 バスの利用者数の増大に向けて改善策を検討することが望ましい

ふれあいセンターは、乳幼児から高齢者まで広く利用してもらうことを目的に設立された施設であり、交通弱者の来館手段を確保するため、過去においては、送迎バスの運行を委託していた。

バス路線確立後は、これらの送迎バス運行は行わず、路線バス運行事業者への補助へ切替えたことで、経費は削減されているとのことである。

しかしながら、利用者は相当少ない状況であり、利用者数の増大に向け、改善策を検討することが望ましい。

◆民生委員活動費補助金及び地区民生委員協議会補助金（平成 24 年度補助実績 84,105 千円及び 7,479 千円）

【意見 9】 実支給額と補助金要綱の基準を一致させることが望ましい

民生委員等に対し支給される活動費について、岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱で定められている基準額と実支給額とについて、乖離がある。

岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱上の基準額を市から岡山市民生委員児童委員協議会に支給し、各民生委員等には岡山市民生委員児童委員協議会から支給されている。岡山市民生委員児童委員協議会は実態に合わせ、支給単価を加減算して支給しているとのことであり、支給総額はほぼ同額である。しかし、岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱は市のホームページ上でも公表されており、要綱上の支給額と実態とが乖離していることは望ましくない。補助内容の透明性を図る観点から、要綱を実態に合わせる等の措置が必要と考える。

【意見 10】 補助金の目的や対象経費をより明確にするよう指導することが望ましい

岡山市民生委員児童委員協議会より、地区会の規模に応じ、地区会に定額の補助金が支給されている。補助金の使途について、「岡山市民生委員児童委員協議会活動費等交付対象経費に関する規程」により、規定されているが、より具体的に規定することが望ましいと考える。実際には地区会の研修や地域老人を対象にした交流事業等に使用されているとのことであるが、市は補助金の目的や補助対象経費をより明確に規定するように岡山市民生委員児童委員協議会に対して指導することが望ましい。

◆ふれあい公社運営費補助金（平成 24 年度補助実績 36,199 千円）

【意見 1】 に該当する

◆社会福祉協議会活動費補助金（平成 24 年度補助実績 94,748 千円）

【意見 1】 に該当する

なお、補助対象の主なものは人件費であり、人件費については、現地調査を実施し、対象団体の人員を把握するとともに、賃金台帳を確認している。ただし、経費については実施していないことから **【意見 1】** に該当するとしている。

◆日常生活自立支援事業補助金（平成 24 年度補助実績 21,276 千円）

【意見 1】に該当する

保健福祉局生活保護・自立支援課

◆要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金
（平成 24 年度補助実績 7,000 千円）

【意見 11】貸付制度に関する PR を行うことが望ましい

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付に対する貸付原資積立事業補助金の概要については、支給を行っている社会福祉法人岡山県社会福祉協議会のホームページに掲載されている一方で、所管課ホームページにおいては生活保護の相談・受付を行う旨に留まっている。

補助金行政の公正の確保と透明性の向上を図るべく、補助金の概要については所管課ホームページにおいても掲載することが望ましい。

保健福祉局高齢者福祉課

◆岡山市シルバー人材センター運営費補助金及び高齢者活用生活援助サービス事業費補助金（平成 24 年度補助実績 20,820 千円及び 4,000 千円）

【指摘 8】 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の財源について説明責任を果たすべきである

a 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金について公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立金の設置の経緯及び積立の状況は次のとおりである。

(a) 公益財団法人岡山市シルバー人材センターの再建のために支給された平成 19 年度の補助金について

公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは、平成 19 年度に従業員の横領により資金の損害が発生したことから、経営の安定化のため、市から 1 億 1,600 万円の補助金を受領している。これは、横領事件後、公益財団法人岡山市シルバー人材センターが 1 億円を超える債務超過の状態に陥り、資金不足により債務返済が困難となり、事業存続の危機にあったことから、早期に公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営の安定化を図り、シルバー人材センター事業を継続することで、高齢者の雇用の促進などに資することを可能にするため、市が支給したものであり、公益上必要性があるとして議会の承認を得て支給されたものである。

また、当該補助金の支給条件として、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの再建が完了したと認められる場合は、当該補助金の金額を市に納付することとされている。

(b) 経営安定化造成基金積立資産の設置について

上述の補助金等支給決定の支給条件のとおり、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営を安定化させた後、当該補助金の金額を市に返納する必要があることから、当該金員を納付する資金を積み立てる目的で経営安定化造成基金積立資産を設置し、各会計年度末において、経常収益が経常費用を上回り利益が生じたときは、利益の 20%以上を経営安定化造成基金積立資産に積立て、経営安定化造成基金積立金が 1 億 1,600 万円に達したとき、その全額を市に納付することとした。

(c) 経営安定化造成基金積立資産の財源について

公益財団法人岡山市シルバー人材センターは、当該横領事件発覚後、事務局の経理担当を 2 人体制とし、相互牽制機能を付与するとともに、チェック機能が働かなかった以前の反省を踏まえ、現在は、事務局次長を出納責任者とし、事務局長を経理責任者及び公印管理者とする執行管理体制をとり、平成 21 年度には総務経理指導

員を配置し、経理業務の適正な運営を図る体制に改善された。また、収支改善策として、横領事件に関係する3名の職員を懲戒解雇し、その補充をしないことによる人件費の削減や不採算事業からの撤退及び旅費交通費等の経費の抑制により4,000万円以上の経費を削減している。また、受託事業の利益率の引き上げにより増収を図るなど経営改善の努力をし、徐々に経常収益が経常費用を上回るようになり、経営安定化造成基金積立資産については、当初の計画より遅れてはいるものの平成25年10月末時点で2,360万円が積み立てられている。

b 経営安定化造成基金積立資産の財源に対する市の説明責任について

経営安定化造成基金積立資産は公益財団法人岡山市シルバー人材センターの利益をもって積立てられているが、過去に受領した補助金の返納の原資とするものであることから、その財源は公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られる必要がある。

補助金の対象事業において利益が発生しているのであれば、本来は、今後の補助金の見直し等の検討を行うべきであるが、上述のとおり、公益財団法人岡山市シルバー人材センターでは横領事件発生以降、執行体制を改善し、経費削減や収益アップに努めた結果一定の成果を出している。これらのことは、横領事件の有無に係らず、本来実施すべきものであったともえるが、国の補助金が平成22年度から平成24年度までの3年間にわたり大幅に削減されていることを勘案すると、発生している利益は主に公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力の結果ともいえる。しかしながら、公益財団法人岡山市シルバー人材センターが補助金交付の対象事業以外の自主事業等を実施していないこともあり、現状では、経営安定化造成基金積立金の財源が公益財団法人岡山市シルバー人材センターの自主努力で得られたものか、補助金を受領していることにより得られたものかの明確な区別ができない。

今後、市は公益財団法人岡山市シルバー人材センターに補助金を支給するにあたり、財団運営に最低限必要な人件費のみを補助対象とする等、公益財団法人岡山市シルバー人材センターの経営安定化造成基金積立資産の財源が公益財団法人岡山市シルバー

人材センターの自主努力で得られたものであることを明確に説明できるようにする必要がある。

【意見 1】 に該当する

◆岡山市老人クラブ補助金（平成 24 年度補助実績 31,012 千円）

【意見 1】 に該当する

【意見 12】 老人クラブの実態を把握することが望まれる

実績報告書を閲覧すると、会員数に比し、イベントへの参加人数が極端に少ないクラブがあるなど、老人クラブの実態を把握する必要性が感じられた。

高齢者は体調不良、家事都合等の諸事情により参加したくても参加が難しい状況があるため、参加割合が少ないことのみをもって問題であるとは判断できないが、補助金額は会員数により決定されることから、各クラブの実態を把握することは必要である。必要に応じて、各クラブへの現地調査を実施することにより、クラブの実態を把握することが望まれる。

保健福祉局医療助成課

◆岡山市福祉医療事務補助金（平成 24 年度補助実績 10,925 千円）

【指摘 9】 要綱上、実績報告を必要とする旨を明記すべきである

岡山市福祉医療事務補助金交付要綱において、実績報告についての記載がない。実際には、所定のフォームに基づき実績報告を受けている。市民に明確にする観点から、要綱において実績報告を要する旨を定めるべきである。

【意見 13】 支給可否を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい

補助基本額を支給上限額として設定しているものの、補助基本額の根拠について所管課に確認したところ、設定基準に関する資料は残っておらず、不明であるとのことであった。また、補助金の支給を開始した昭和 46 年以降、予算の編成上一時的に変動したものの、実質的な根拠の再考といった見直しは行われていない。

他都市の状況について確認したところ、政令指定都市 20 市中 10 市においては当該補助金と同性質を持つ医療助成の補助金・手数料等といったものは支給していないとのことである。支給の有無の違いは、市独自の医療保険制度の導入にあたっての各市の見解や各師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との交渉の状況により生じていると考えられている。市の所管課の見解としては、医療保険制度の改正とは違い、各市町村独自の助成制度の改正は、各市町村が医師会等の協力を得ながら実施すべきものであるということから、実質的には手数料のような性質を持つ補助金として、支給することが適切であるとされている。

しかし、導入当初は各医師会において手書で対応していた事務作業について、昨今ではシステム化が進んでおり、効率化が図られている可能性がある。また、このような補助金を支給していない他都市があることも事実であり、当該補助金の必要性についていささか疑念が生じる。従って、支給可否の検討を含めた補助基本額の継続的な見直しの実施が望ましい。

保健福祉局障害福祉課

◆地域生活支援事業費補助金（福祉ホーム）（平成 24 年度補助実績 6,951 千円）

【指摘 10】 実際の支給方法と補助金要綱とを一致させるべきである

補助対象経費の実額と、当該補助金要綱において定められている上限額とを比較し、少ない方を支給することとなっているが、実際には比較をせずに、上限額で支給されているのが実態である。要綱に従い、補助対象経費の実額と定められている上限額とを比較し、少ない方を支給すべきである。

保健福祉局保健管理課

◆岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金（平成 24 年度補助実績 6,000 千円）

【指摘 11】 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである

補助金額の算定は、事業の実施に際し、支出される経費に 3 分の 2 を乗じた額とし、1 公衆浴場当たり上限を年間 60 万円として支給している（岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金交付要綱第 5 条）。

よって、づくり湯に係る経費の実績から補助金額の算定を行う必要があり、市では、各浴場より、毎年、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定している。各浴場の実績報告書を閲覧した全ての浴場で入場料金等と市補助金からの収入合計額をつくり湯にかかる経費として算定しているとみられた。また、づくり湯に係る経費は、水道光熱費や重油等の燃料費、人件費等と考えられるが、当該経費は、翌年度に提出される補助金交付申請の添付資料である前年の確定申告書の経費を上回っており、当該実績報告書に記載の支出額がつくり湯に係る経費の実績を表わしているとは認められない。

市の説明によると、各浴場では補助対象経費は補助の基準額を上回っていると認識しており、一方で、補助対象経費が基準額を上回った場合には、上限額での補助金が支給されるため、実績報告書を正確に記載せず、経費を収入額に合致させて報告するような慣習となっていたとのことである。

実績報告される経費は、正確な金額を求めるべきである。

【指摘 12】 公衆浴場の経営実態を踏まえた補助制度とすべきである

岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金は、づくり湯の定義を、「浴場開場までに用意しておく浴槽一杯の湯」とし、その経費の一部を補助するものであるが、づくり湯の定義が抽象的でわかりにくく、それに係る経費を算定するのも困難であることから、実際には、浴場経営に係る経費の全額と基準額とを比較し、支出額を決定しているのが実態である。

本事業は、公衆衛生上の観点から自家風呂のない市民の入浴機会の確保のため、継続的経営確保を目的としていることから、補助対象をつくり湯の経費に限定する必要はないと考えるが、その場合は、要綱を変更する必要がある。

また、「第4. 1. (2) **【指摘 11】 実績報告書の収支を正確に記載することを求めるべきである**」(29頁)で述べたように、各浴場から提出されている実績報告書はそれぞれの経営実態を把握できる内容ではなく、また、補助金支給申請時に提出される前年の確定申告書からその収支の全体を確認し、補助の必要性を判断しているということであるが、一部には浴場以外の事業収支も合算された決算申告書が提出されているなど、浴場のみの経営実態を把握しえないものもあり、現状の補助金支給が、各公衆浴場の経営実態を把握した上での支給であるとはいきれない状態である。

今後は、補助金支給目的に沿うよう、各浴場の経営実態を十分に把握し、補助金要綱の文言整理や変更も含め、経営実態を踏まえた補助制度とすべきである。

【意見 14】 補助対象経費の範囲を要綱で明確にすることが望ましい

岡山市公衆浴場づくり湯事業補助金要綱の第 5 条に補助金額は、補助事業の実施に際し支出される経費に 3 分の 2 を乗じて得た額で、1 公衆浴場当たり 60 万円を上限とする。とあるのみで、補助対象経費の範囲についての具体的な定めがない。市によると、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定について（昭和 38 年 8 月 12 日 環発第 335 号 各都道府県知事宛 厚生省環境衛生局長通知）」において、公衆浴場入浴料金統制額を決定する場合に公衆浴場の経営実態を調査するときの支出調査項目として挙げられている支出科目を参考に考えているとのことであるが、補助対象とする経費について要綱で明確にすることが望ましい。

◆岡山市愛育委員協議会補助金（平成 24 年度補助実績 6,847 千円）

【意見 15】 各地区、学区の収支計算書を入手し、実地調査等による検証の仕組みの構築が望まれる

岡山市愛育委員協議会補助金は、岡山市愛育委員協議会を通じて、各地区、学区へ配分され、実際には各地区及び学区にて補助金を使用されている。

補助対象経費について、岡山市愛育委員協議会より補助事業等実績報告書とそれに添えられる収支報告書の報告を受け、書面審査しているが、各地区及び学区の収支報告書等は入手していない。また、交付規則には必要に応じてとあるものの、実地調査はなされていない。

補助金の不正受給を牽制するためにも、各地区、学区の収支報告書を入手するとともに、実地調査により帳簿の閲覧や領収書のチェックを行うなど、収支計算書の検証の仕組みを構築することが望まれる。

岡山っ子育成局こども企画総務課

◆児童クラブ補助金（平成 24 年度補助実績 463,413 千円）

[指摘 13] 児童クラブのサービス水準に公平性を担保すべきである

市の児童クラブは運営委員会方式をとっているため、運営方針の決定は各地域住民が組織する運営委員会に委ねられている。そのため、地域ごとに運営時間や休日の開設がさまざまであり統一されていない。児童クラブは学区と一体となっているため、他の地域の児童クラブのサービスを受けたくても選択の余地がないため、ある程度サービス水準を統一する必要がある。

「育成プランの課題」の今後の方向性で記載されているように、ニーズの増加への対応と設備面の充実を踏まえた児童クラブの質の向上を図るためには、たとえ運営委員会方式であっても、市が最低限必要と考えるサービス水準を明示し、一定のサービス水準を担保すべきである。市は、平成 27 年度からの子ども・子育て支援法の施行に伴い、省令で国から基準が示された後に条例を制定していくが、運営時間（開設時間）、休日運営及び保護者負担額等については、ある程度の統一性を確保すべきである。

一定の水準を満たさない児童クラブに対しては指導を行い、運営委員会方式ではサービス水準が確保できない場合は、例えば市からのアドバイザー派遣等により均一なサービス水準が維持できるような方策を市が講じる必要がある。

[意見 16] 「心豊かな岡山っ子育成プラン」の目標値を適宜見直すことが望ましい

「心豊かな岡山っ子育成プラン」において、平成 26 年度の利用児童数の目標値として 5,200 人が掲げられているが、近年の利用児童数は 4,300 人程度にとどまっている。

これについて所管課は、1年生から3年生の児童総数が、平成21年度から平成25年度で1万9,892人から1万8,814人へと千人を超える減少となっていることにより、当初目標である5,200人の達成は厳しいと考えられている。

児童数の減少は、目標値設定当初では見込まれていなかったことにより、このような事態に陥っているが、市全体の児童数が減少傾向にある現状を受けて、目標値を適宜見直し、公表することが望ましい。

◆岡山市青少年育成協議会補助金、青少年健全育成地域教育懇談会補助金（平成24年度補助実績 10,739千円及び3,403千円）

【指摘14】 補助金額の根拠を要綱上明確にすべきである

各補助金の支給額は、要綱上「補助事業に要する経費のうち、岡山市教育委員会が定めた額」とされている。これについて、具体的に支給額の決定根拠となる指針はなく、予算額を上限として支給している。

一方、市から岡山市青少年育成協議会へ支給された補助金額の一部は、各地域の団体に対し、地区育成協議会育成費や、地域教育懇談会補助金として配賦されている。当該配賦額については、岡山市青少年育成協議会の定める『しおり』において定められている。

補助金額の算定根拠に対する明確な指針がない場合、受給者はこれまでの受給額確保のために不必要な経費の支出・申請を行う可能性があり、モラルハザードの問題が生じると考えられる。また、補助金支給額の妥当性の検討において基準とすべき算定根拠が明示されていない場合、妥当性の検討結果を一定の水準に保つことができない可能性がある。そのため、補助支給先の岡山市青少年育成協議会で定められている

『しおり』や実際に最低限必要と考えられる経費水準を考慮しながら、市から岡山市青少年育成協議会に対する補助金額の算定根拠を要綱上明確にすべきである。

[意見 17] 補助対象経費を要綱上明記することが望ましい

各補助金の要綱上、補助対象経費について明示された項目はなく、補助金額の記載の中に「補助事業に要する経費のうち」と記載されているのみである。具体的に対象となる費目を明示することが望ましい。

岡山っ子育成局保育園・幼稚園課

◆幼児教育センター補助金（平成 24 年度補助実績 30,772 千円）

[指摘 15] 補助金額の算定根拠が合理的でない

所管課に対し、算定根拠の具体的な内容を確認したところ、補助金額の算定式における定数（195 名×80%）は、幼児教育センターの運営において必要となる固定費に相当する算定根拠と捉えて定数としており、在籍園児数とは連動していない。その一方で、在籍園児数の増減を含む幼児教育センターの運営において必要となる変動費相当額は算定式上の「授業料・教材費の市内私立幼稚園の平均額と補助対象幼稚園の差額」や「市内私立幼稚園の平均入園料の半額」といった 1 人当たりの補助金支給額を調整しているとのことである。

しかし、固定費相当の算定根拠の考え方や在籍園児数の増減に係る 1 人当たりの補助金支給額の調整についての基準は要綱上明確になっていない。また、定数となる 156 名（195 名×80%）は平成 24 年度における在籍園児数 101 名よりも多いことを踏まえると、算定根拠が客観的に合理的なものとなっていないと考えられる。

例えば、固定費については費目別に適正と認められる一定額を設けた上で実際発生額と比較することにより算定し、変動費については在籍園児数に適正と認められる 1 人当たりの補助金支給額を乗じた額として算定した上で、合計金額を補助金額とするといったように、実態に合わせて補助金額の算定根拠を客観的に合理的なものに改訂すべきである。

【意見 1】 に該当する

【意見 18】 補助金の必要性について検討することが望ましい

公施設ではあるが、あくまでも民営の幼稚園に対する支給である。民営の幼稚園であるにもかかわらず、補助金を支給することにより、自助的な経営努力を促進できない状況となっている可能性がある。補助金の必要性について、検討することが望ましい。

◆私立幼稚園就園奨励費補助金（平成 24 年度補助実績 99,996 千円）

【意見 19】 補助金の充当方法を検討することが望ましい

保護者に対して直接支給する方法（直接補助）も取りうるが、市では各施設者に対して支給する方法（間接補助）を採用している。しかし、実際に授業料の減免とするか、減免相当額を返金するかどうかは、各園の方針に任されている。

補助金の設定趣旨を鑑みれば、あくまでも当該補助は「保育料（授業料を含む。）及び入園料」に充当することを目的としており、「保育料（授業料を含む。）及び入園料」について滞納が生じた場合、補助金相当を充当することにより滞納の発生を防止することができる。

所管課は、各個人別の補助金の額は市民税所得割課税額に基づいて決定されていることから、年度初めにおいて補助金額が確定しないため、幼稚園で年度初めから減免後の金額で保護者から授業料を徴収することはできない。これについて、幼稚園の事務作業は増えるが、確定後将来にわたって減免することによっても、授業料の減免として処理することができる。補助金の趣旨及びその効果、ならびに実現可能性を踏まえて、各施設者での処理方法の統一を検討し、市から指導することが望ましい。

◆私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、時間延長保育事業補助金、休日保育事業補助金（平成24年度補助実績 98,165千円、108,674千円、336,208千円、12,052千円）

[意見20] 補助対象経費を要綱上明確にすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・休日保育）

私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、休日保育事業補助金については、各要綱上「事業を実施するに要した費用」としか記載されておらず、具体的にどういった費目が認められるかについて、明確にされていない。

具体的な補助対象経費が不明確であるため、補助金が補助金支給の目的に整合しない経費に使用される可能性がある。よって、要綱上、補助対象経費を明確化することが望ましい。

[意見21] 補助対象経費の根拠資料をチェックすることが望ましい（障害児保育・一時預かり・時間延長保育・休日保育）

私立保育園障害児保育運営費補助金、一時預かり事業補助金、時間延長保育事業補助金、休日保育事業補助金といった4つの補助金に関する補助対象経費について、各事業の補助対象経費の実績報告書の提出を受け、書面審査しているものの、実績報告書と各保育園の全体の収支決算書の関連性の検討や、交付規則において必要に応じて実施できるとされている実地調査はなされていない。

これについて所管課は、それぞれの補助対象事業を実施するために要する経費について、保育園が自助努力で行っている保育事業や他の補助対象事業を実施するために要する費用との切り分けが困難であることから、各保育園の報告内容を信頼しており、補助対象経費の内容についてのチェックが困難であると考えている。

しかし実際には、保育園全体の経費の一部を切り出して実績報告を受けている以上、切り出し方を含む経費の報告内容についての各保育園の考え方を確認し、その考え方が補助金の趣旨に則しているかどうかをチェックする必要がある。さらに、切り出し

部分の考え方を確認することにより、よりよい方法を取っている保育園の方法を、他の保育園に対し指導することにより、全体の報告内容の精度を上げることができる。

また、補助金の不正受給を牽制するためにも、実地調査を実施し、帳簿の閲覧や領収書等のチェック、補助対象経費に物品等が含まれる場合は使用状況も含めた補助金支給対象の現物チェックなどを行うことが望ましい。

このような定期的なチェックを行うことにより、補助金制度全体に対する透明性が確保され、制度の安定化にもつながることから、適正な報告を行っている補助事業者にもメリットがあると考えられる。

◆登録保育施設補助金（平成 24 年度補助実績 10,663 千円）

【意見 22】納品事実・使用状況を確認することが望ましい

各登録保育施設からの提出資料の中には、購入したものの自体の写真が資料として請求書と一緒に保管されているものもあったが、全てについて納品の事実の確認まではなされていなかった。

当該補助金の支給先は認可外の保育施設であり、市の定める水準での管理レベルに達していないと考えられる。そのため、領収書のチェックだけでは実際には異なるものを購入していてもわからないことから、一定金額以上の経費については、領収書だけでなく購入品の写真や受講資料のコピーの提出も受けることが望ましい。

また、補助金獲得のために、不必要な遊具・保育用品等を購入する可能性があることから、年に 1 度実施している登録要件の確認のための実地調査時に、過去一定期間以内に補助金の支給対象として購入したもののうち、使われずに倉庫等に保管されているものがないかどうか確認することが望ましい。

環境局環境保全課

◆住宅用太陽光発電システム設置等補助金（平成 24 年度補助実績 156,589 千円）

【指摘 16】 稼働実績報告の入手を徹底すべきである

平成 24 年度岡山市住宅用太陽光発電システム設置等補助金交付要綱によると、補助金受領者は補助金の支給決定の属する年の翌年 4 月より 2 年間、6 か月ごとに稼働実績に関して報告書を提出する義務があるが、補助金の受領を受けた時点と報告の開始日に開きがあるため、補助金受領者が報告を失念するケースがあるが、現状市側からの督促は行われていない。

この点稼働実績に関する報告書提出を義務づけた趣旨に鑑み、稼働実績に関する報告書を提出していない補助金受領者に対しては督促等を行い、稼働実績に関する報告書を入手すべきである。

【意見 23】 終期設定を行うことが望ましい

住宅用太陽光発電システム設置等補助金には、岡山市環境基本計画において中間目標及び最終目標の設定があるものの、補助金支給の終期については設定が行われていない。

しかしながら、終期を設定し公表することで自家用太陽光発電設備導入に対する市民の意識も高まり、岡山市環境基本計画に基づく目標数値達成に資するものと推察される。

そのため既に平成 25 年度を以って終了が決定した国の補助金制度及び他都市の補助金制度の終期等を勘案しながら、終期を設定することが望ましい。

経済局産業振興・雇用推進課

◆勤労者福祉事業費補助金（平成 24 年度補助実績 6,200 千円）

【指摘 17】 剰余金の取り扱いについて返還を含めて検討すべきである

西大寺地区労働組合協議会については、平成 24 年度で補助金制度が終了するが、事業規模に比して多い 707 千円の次期繰越金の扱いについて、市が協議に積極的に関与し、返金を求める必要があるか検証する必要がある。

【指摘 18】 中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである

岡山市勤労者協議会については、補助が開始された昭和 30 年前後当時とは加入者の大幅な減少など労働団体を取り巻く環境も大きく変容している。このため、当初は労働者団体を対象とした事業に対する補助の意味合いが強かったものの、岡山市勤労者協議会の行う事業の多くは広く勤労者に開放されたものとするよう、市からも指導しているところである。

岡山市勤労者協議会の支出のうち、交付金については岡山地区労働組合協議会、岡山地区平和センター、連合地区協会の各事業に対して交付しているとのことであるが、市の担当部署もその詳細については把握できておらず、要綱の趣旨に見合う支出となっているか否かについて判然としない。

このように、支出内容についてその中身の検証ができない項目が含まれている場合には、当該項目への支出に対する補助の妥当性について検討すべきである。

◆岡山貿易情報センター補助金（平成 24 年度補助実績 1,000 千円）

【意見 24】 補助金の実績報告に関する明確なルールを今後必要に応じ定めるべきである

市の補助金に対する書類審査は、収支決算書をレビューし、補助金対象とならない経費の有無を確認しているとのことであるが、例年収支決算書の入手は次年度の夏以降となっており実績チェックの適時性がなく、実績審査が形骸化していると考えられる。

当該理由については、収支決算書は独立行政法人日本貿易振興機構本部の監査終了後となることから、どうしてもこのタイミングになるとのことであるが、資金の出し手として、補助金支給の妥当性を報告させることで不正使用等に対する適切な牽制効果を持たせる意味でも、適切な期間に報告書及び根拠となる領収書等を提出するよう独立行政法人日本貿易振興機構 岡山貿易情報センターと十分に協議すべきであり、特別な期間を設ける必要があれば補助要綱等によって実績報告に関する明確なルールを定めた上で、適切な運用を図ることが望ましい。

◆岡山市企業立地促進奨励金（平成 24 年度補助実績 16,709 千円）

【指摘 19】 申請の実務実態と合致する要綱とすべきである

岡山市企業立地促進奨励金交付要綱第 10 条第 3 項によると、人材確保奨励金に係る申請にあたっては、企業立地促進奨励金に係る確定通知書の写しを添付する必要があるとされている。

平成 24 年度の申請手続（当年度の総件数は 1 件）を検証したところ、企業立地促進奨励金は 7 月 2 日申請、確定通知 8 月 17 日となっており、これに係る人材確保奨励金の申請は同じく 7 月 2 日となっていた。当該日付の関係性は、要綱上の人材確保奨励金の申請要件と整合しないが、申請は受理、審査上も問題となることなく支給決定がなされている。申請を受理した点については、事務処理は企業立地促進奨励金の

支給決定をした後に、人材確保奨励金の起案決裁を受けている。これは本社が県外にあり、企業立地促進奨励金の支給決定後に代表者の決裁を再取得する事が相手方の負担となることから、誘致企業への配慮として実際には同時申請を認めているとのことであった。

このような実務上の要請を申請手続上加味するのであれば、要綱を実態に合ったものに修正する必要がある。また、企業立地促進奨励金の確定後に人材確保奨励金の申請を行わないと、補助金執行上のリスク（不正受給等のリスク）が残るのであれば、要綱とおりに手続きを進めるべきである。この点について再考し、適切な運用が図られるようにする必要がある。

経済局農林水産課

◆有害獣捕獲補助金（平成 24 年度補助実績 14,738 千円）

【意見 25】 補助金の効果測定をすることが望ましい

市は、農業共済組合の共済金の被害額を被害状況の把握材料としているものの、共済金が支払われるための条件を加味すると一概に被害状況と連動すると言えないため、当該補助金の効果測定の指標としていない。また、それ以外の指標も十分には持っておらず、当該補助金の効果測定が十分にはできていない状況である。

補助金として支給する以上、その方法や金額についての効果測定は必要であり、効果測定指標の獲得を模索していくことが望まれる。

その際、あくまで補助金による農作物の保護が目的であるため、効果測定自体が目的となるような必要以上にコストをかけないことが望まれる。

経済局農村整備課

◆岡山市土地改良区事務費等補助金（平成 24 年度補助実績 52,579 千円）

【意見 26】平成 22 年度に行った補助制度の改善は継続することが望ましい

平成 22 年度に行った補助制度の改善は、平成 26 年度まで「新しい補助金額」と「前年度補助金額の 95%」と比較して、いずれか高い方の額とする、激減緩和措置が採られている。これまで、ほとんどの土地改良区には「前年度補助金額の 95%」が支給されていることから、補助金の減額につながっていることには間違いない。

市は、激減緩和措置の延長など、平成 22 年度の行った改善を緩めるようなことはせず、そのまま保持していくことが望ましい。

【意見 27】補助金額の妥当性を検討することが望ましい

当該補助金は、その土地改良区が事業を行うにあたり必要となる事務費を補助するものであるが、土地改良区の賦課金と事業費の金額によってその補助金額が決まっているのは、賦課金と事業費に応じた事務が必要となるからである。

算定式をもって必ず土地改良区に支給されており、土地改良区にとってはある意味で経常的な補助金となっている側面がある。

補助金はあくまで補助事業者の自主運営を促していくものであり、土地改良区にとって当該補助金がなくとも運営できることが理想である。当該補助金を漫然と受け取ることのないよう、当該補助金の意味について常に意識しておかなければならない。

ほとんどの土地改良区において繰越金があり、市によると繰越金は、職員の退職積立金、今後の事務所の建設・改築・借上費用、農業用施設（農業用水路、農業用道路、揚排水機場、農業用ため池、畑地かんがい施設等）の更新・修繕等に備えるために必要であるが、その額は土地改良区ごとに多寡がある。

当該補助金はどの土地改良区にあっても、申請すれば算定式により、平等に支給される仕組みとなっている。このことから、繰越金の用途を明確にするように土地改良

区に指導した上で、具体的な使途がない繰越金や金額に説明がつかない繰越金がある場合には、繰越金に応じた補助金額の妥当性を検討することが望ましい。

◆岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金（平成 24 年度補助実績 なし）

【意見 28】 補助金の目的を果たせるようにすることが望ましい

岡山市土地改良区統合整備促進事業補助金は平成 21 年 4 月 1 日から制度を開始したものの一度も申請がない。

市によると、土地改良区の強化及び効率化を目的として、土地改良区の合併を促すものであるが、賦課金の多寡など土地改良区ごとの事情があり、合併等は進んでいないとのことである。

補助金の目的である土地改良区の合併が促進されるためにも、継続的に見直しを行い、十分な制度としていくことが望ましい。

例えば、現在の補助対象は「合併及び連合」と「合同事務所」であるが、共通している業務や事務を統合するだけでも当該補助金の目的は部分的にも達成できることから、補助対象を広げる等の検討をされたい。

都市整備局都市計画課

◆土地開発公社利子補給金（平成 24 年度補助実績 9,730 千円）

【指摘 20】 公社が先行取得している土地の買戻しを実現し、早急に利子補給を縮減していくべきである

当該用地取得のため、外部金融機関から借入を行っている。当該借入金の元本返済は、市が用地を買戻した時の代金により行われるため、当該用地が市に買戻しされない限り、元本の返済は行われず、当該借入に係る利子補給金額の合計は増加していくこととなる。

よって市が当該用地の活用方法や何らかの行政サービスを早急に検討し、当該用地を買戻すことにより、公社において買入の元本を返済し、利子補給を縮減させていくべきである。

都市整備局街路交通課

◆井原鉄道基盤設備維持費補助金（平成 24 年度補助実績 2,898 千円）

【指摘 21】 補助金の必要性について検討すべきである

市では、平成 15 年より井原線沿線地域と市との交通利便性を向上させることで観光振興、経済活動の活性化等、人的・物的交流を促進させ、地域相互の振興・活性化を図り、本市の発展に寄与することを目的に、補助金を継続して支給しているが、井原鉄道発足当初（平成 11 年）は、岡山駅への乗り入れも検討対象となっており、将来的な市民への交通便益の向上が大きな目的のひとつとなっていたことがあげられる。しかし、現状では、昨今の経済環境等により、岡山駅への乗入れ計画は進んでおらず、市としてメリットを享受できる環境が整う可能性は低い。一方で JR 吉備線の LRT（次世代型路面電車）化について JR 西日本及び総社市と、議会や市民との議論のたたき台となる計画素案を作成するための協議に入っており、LRT 化されると、現在の車両での岡山駅への井原鉄道の乗入れは困難となることが予想される。

近い将来、市と関連性が少なくなった時点では補助金の必要性も含めて検討すべきこととなると考えられるため、現時点でもその準備段階として沿線の自治体等の関係各所と当該補助金のあり方について整理を行うべきである。

教育委員会保健体育課

◆岡山市小学校体育連盟助成金（平成 24 年度補助実績 320 千円）

【指摘 22】 助成金金額を見直す必要がある

岡山市小学校体育連盟の収支決算報告書によると、次年度繰越金が平成 23 年度は 265 千円、平成 24 年度は 384 千円発生しているが、助成金金額は每期 320 千円と一定である。自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。

【意見 1】 に該当する

◆岡山市中学校体育連盟助成金（平成 24 年度補助実績 3,500 千円）

【指摘 23】 助成金金額を見直す必要がある

岡山市中学校体育連盟の収支決算報告書によると、次年度繰越金が平成 23 年度は 734 千円、平成 24 年度は 245 千円発生しているが、助成金金額は每期 3,500 千円と一定である。自主財源である程度助成対象の事業を実施できるのであれば、助成金の減額も視野に入れるべきである。

【意見 1】 に該当する

◆中学校体育大会岡山市選手派遣費助成金（平成 24 年度補助実績 6,840 千円）

【意見 1】 に該当する

教育委員会生涯学習課

◆豊かで潤いのある町づくり活動補助金（平成 24 年度補助実績 2,100 千円）

【意見 1】 に該当する

【意見 29】 公募方式の検討をすることが望ましい

当該補助金により達成する目的（豊かで潤いのあるづくり）からすれば、現在の補助事業者である岡山市連合婦人会であったとしても、補助事業者としての適格性は理解できる。

ただし、当該補助金により達成する行政目的に照らせば、当該補助事業者でなければならないという必要性まではない。補助金は希望する市民に対して門戸を広げる方が望ましいのであるから、将来的には市は公募制を導入し、このような活動に対する間口を広げていくことを検討することが望ましい。

教育委員会文化財課

◆指定文化財等の保存事業補助金（平成 24 年度補助実績 15,345 千円）

【指摘 24】 補助対象事業者の財政状態を踏まえた補助金の支給とすべきである

当該補助金は、岡山市文化財保護条例に基づいて支給されるものであるが、当該条例によると、（文化財の）所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合には、教育委員会はその経費の一部に充てさせるため予算の範囲内で補助金を支給することができる。とある。

しかし、市では、補助金の支給にあたって補助対象者の財政状態を念頭には入れているものの、その検討が客観的にはされていなかった。また、補助金の支給基準についても整理されていなかった。

市によるとこれまで（文化財の）所有者の財政状態を勘案した結果、補助金を支給しなかった事例はない。

市は、（文化財の）所有者がその負担に耐えない場合その他特別の事情がある場合とはどのような場合かを明確にするとともに、（文化財の）所有者の財政状態が良好な場合に、市の負担を軽減することを検討する必要がある。

ただし、文化財は唯一無二の存在であり、適切に保全活動を実施していくべき存在であることについても留意すべきである。

2. 負担金について

(1) 共通論点

【意見 30】 事後検証の仕組みを構築することが望ましい

【該当負担金】

所管課	負担金名	平成 24 年度 負担実績	該当頁
市民局 文化振興課	岡山フィルハーモニック管弦楽団 運営事業負担金	15,000 千円	50 頁
	マーチング・イン・オカヤマ開催 負担金	8,000 千円	52 頁
経済局 観光コンベンション推進課	公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金	114,690 千円	54 頁
	おかやま桃太郎まつり開催事業負担金	88,000 千円	55 頁
	おかやま城下町物語実行委員会負担金	7,200 千円	57 頁
教育委員会 指導課	岡山県小学校教育研究会負担金	3,036 千円	58 頁
	岡山県中学校教育研究会負担金	1,893 千円	
	岡山県高等学校教育研究会負担金	52 千円	

負担金は、法令上特定の事業について、市が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を拠出するもの、又は市が各種団体の構成員であるとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体で取り決められた費用を拠出するものである。

負担金は、拠出対象団体との協議によりその額が定められ、岡山市補助金等交付規則に準じて、申請から報告手続き及び審査が行われることとなっている。

外部監査において負担金の手続きを実施した結果の個別論点は、2. 負担金 (2) 個別論点で記載のとおりであるが、多くの負担金に共通的にみられた事項として、市における事後検証が行われていない点があげられる。

負担金はその目的に対し拠出されるものであり、対象団体からの報告を受けた市は、目的に合致した拠出がなされているかについて、事後検証を実施する必要がある。

ところが、それぞれの負担金を管理する所管課の検証体制に統一性がなく、かつ、目的に合致した拠出がなされているかという観点からの検証が不十分であると考えられる事例が散見された。

今後、市において、所管課に共通の手続き、マニュアルを定めるとともに、各負担金において効果的な事後検証の仕組みを構築することが望まれる。

(2) 個別論点

政策局政策企画課

◆岡山県市長会負担金（平成 24 年度負担実績 8,118 千円）

【指摘 25】岡山県市長会の負担金の定期的な見直しについて検討すべきである

岡山県市長会は、全国市長会及び中国支部に提出する議案に関することや、全国市長会及び中国支部との連携、行政、財政に関する調査研究及び県に対する要望等を活動目的としている。

ところが、会議体にもかかわらず常勤職員を抱え、岡山県戦没者顕彰会補助金 60 万円等をはじめとした 20 程度の団体に補助金、負担金を合計 700 万円程度支給、拠出し、池田動物園の株式 100 万円を保有するなど、活動経費の一部について会の目的と整合するか疑問を感じるところがある。

また、繰越金を平成 24 年度末現在で 600 万円程度保有し、繰越金は年度当初より予備費として計上するなど活動実態に見合わない金額規模で各市から負担金を徴収するなど、岡山県市長会の本来の目的を達成するための運営規模に見合った収入、財産状況となっていることを十分に説明できるか、疑問を抱かざるを得ない点がある。

会議を有効に成立させることを目的とするのであれば、常設事務局を置かずとも、たとえば各市持ち回りで事務局を務め、会議や各種調査に必要な最低限の経費のみ徴収すれば目的は達成できるはずである。会の目的と整合しない可能性のある支出内容や、保有財産の状況等も含め勘案し、負担金が会の本来的な目的にとっての必要最低

限の金額となっているか検討の上、負担金の必要性も含めた、定期的な見直しを図るべきである。

市民局文化振興課

◆おかやま国際音楽祭開催負担金（平成 24 年度負担実績 61,759 千円）

【指摘 26】 具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである

おかやま国際音楽祭 2012 の収支決算書には、財団制作手数料として一括で 500 万円の費用が計上されていた。これについて、市は、制作手数料は役務に係る経費に該当するものと判断しているが、具体的な内容が確認できる十分な支出根拠書類は入手しておらず、交付要綱に則した拠出となっているかどうか不明瞭な状態である。

交付対象経費との関連性が明瞭となるように、具体的な経費がわかる根拠資料を入手して確認すべきである。

◆岡山フィルハーモニック管弦楽団運営事業負担金（平成 24 年度負担実績 15,000 千円）

【意見 30】 に該当する

公益財団法人岡山シンフォニーホールは監事監査を受けているため、市では負担対象経費のチェックを十分には行っていない。

領収書のチェックや通帳の確認などは、公益財団法人岡山シンフォニーホールの監事が行っているが、負担金拠出を管理する所管課においても、負担金の目的に合致した拠出がなされているか検証できる仕組みを整えることが望ましい。

【意見 31】 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい

市では以前より観客数は把握しているものの、その目標値は設定していない。この点目標を設定し、達成に向けた PR 活動を行うことで楽団への認知度が高まり、ひいては市民の文化意識の向上に貢献するものとする。

そのため、観客数を利用して目標設定し、負担金の効果を測定することが望ましい。

◆岡山市文学賞負担金（平成 24 年度負担実績 7,869 千円）

【意見 32】 負担金拠出について企業協賛・後援を募集することが望ましい

自治体が主催する文学賞で賞金 100 万円というのは高額の種類に入るが、そのような賞金が高額となるケースでは、自治体が単独で負担するケースは珍しく地元企業・国・県等の協賛・後援を得ることが多い。

特に坪田譲治文学賞のように既刊の作品から選考する場合には、出版会社も利益を享受できる。そのような大手出版社が後援に付けば坪田譲治文学賞の知名度も上がり、ひいては市全体の知名度向上にも貢献するものとする。

これらを踏まえ、負担金拠出額を減らし市の財政負担を軽減すると共に、知名度向上のために、企業協賛・後援を募集することが望ましい。

【意見 33】 応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい

以前から市民の童話賞については応募総数を把握しているものの、応募総数の目標値は設定されていない。この点、目標を設定し、達成に向けた PR 活動を行うことで市民の童話賞の認知度が高まり、ひいては市民の文化意識の向上に貢献するものとする。そのため、応募目標を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい。

◆マーチング・イン・オカヤマ開催負担金（平成 24 年度負担実績 8,000 千円）

【意見 30】 に該当する

マーチング・イン・オカヤマ実行委員会は監事監査を受けているため、市では負担対象経費のチェックを十分には行っていない。

領収書のチェックや通帳の確認などは、マーチング・イン・オカヤマ実行委員会の監事が行っているが、負担金拠出を管理する所管課においても、負担金の目的に合致した拠出がなされているか検証できる仕組みを整えることが望ましい。

【意見 34】 目標数値を設定し、負担金の効果を測定することが望ましい

市では以前より出演団体数・出演者数及び観客数等のイベント開催実績については把握しているものの、イベント開催の成果を評価する目標値は設定されていない。

この点目標を設定し、達成のための各種方策を実施し、達成度合いを評価していくことでマーチング・イン・オカヤマに対する市民の満足度が向上するものとする。

そのため市民の満足度を高めた上で市の負担を軽減できるような目標設定を行う事が望ましいと考える。

【意見 35】 企業協賛を増やし市の負担を軽減できるように企業協賛を拡大することが望ましい

現状協賛・後援を行っている地元企業は 20 社弱存在するが、協賛金収入が事業収入に占める割合は 1%未満と僅かである。

広告収入・チケット販売収入があるため、市の負担割合は高くないが、企業協賛金を含めた自主財源での開催ができるように募集を行うことが望ましい。

市民局岡山シティミュージアム

◆企画展共催負担金（平成 24 年度負担実績 12,157 千円）

【意見 36】 常設展相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい

特別企画展では、収益や経費について当初の負担金の割合（例えば、当初の負担金が、市が 500 万円で、共催企業が 1,500 万円であれば、1 対 3）で分配・負担する。特別企画展は利益が出ることが多いが、売上金と経費部分を分配・負担することにより利益を分配することとなる。

一方、常設展は過去から市の負担によりコンテンツを集め、それを観覧するためにも常設展用の入場券が必要となっており、市の収入となるものである。

このため、特別企画展の入場券に常設展の入場券も付ける場合には、特別企画展部分は岡山シティミュージアムと共催企業で分配するとしても、常設展部分は市だけの利益となるべきである。

ただし、入場券売上については、特別企画展部分と常設展部分とを分けることは難しく、また、特別企画展を契機に常設展にも足を運んでもらい、市民の文化的な生活を支援する目的もある。そのため、特別企画展の入場券に常設展の入場券がつく場合に、必ずしも厳密に按分することまでは必要ないと考えるが、常設展の入場券が付く場合は相当分の分配を受けるように交渉することが望ましい。

経済局観光コンベンション推進課

◆公益社団法人おかやま観光コンベンション協会運営負担金（平成24年度負担実績 114,690千円）

【意見30】に該当する

市においては、当協会の負担金に対する支出内容の妥当性のチェックについて以下のように対応している。

- a 申請書類については所定の様式に沿ってチェックを行きこととなっているが、チェックマニュアルは作成していない。
- b 市と連携して行う事業も多く、そのような場合は現地での活動を確認しているが、当協会独自で行うものについて、現地調査は行っていない。
- c 監事監査報告書の提出を受け確認している、領収書の提出までは受けていない。
- d 負担金の対象経費については、申請書類でわかる範囲で確認している。

上述の方法では、当協会の内部管理の状況（内部統制）を十分に理解していないため、不適切な支出が発生しやすい領域の特定が困難で、また領収書の提出を受けていないため、具体的な支出状況を検証する機会が限られることから、支出内容の適切性、妥当性についての検証が不十分となる可能性が高く、仮に当協会における不適切な支出があったとしてもこれを発見できないリスクが相対的に高くなる。さらに、負担金の対象事業となっている一般事業会計に集計された経費について、他事業会計との入り繰りがあった場合、返納金額に影響することとなるが、上述のチェック手法ではこのような事象を発見することはほぼ不可能であると考えられる。なお、監事監査を受けているものの、監事監査は財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなり、着眼点が異なることから、負担金の対象となった支出の妥当性が担保されるとまでは言い難い。

一方で、市によるチェック体制について、実務上は限られた人員、時間で実施せざるを得ないという制約条件について配慮する必要があり、証憑の全件チェックを行う

といった方法を選択しても、実行性が乏しいと考えられる。従って、以下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用する必要があると考えられる。

- a 当協会内部の内部統制の状況についてヒアリングし、有効なチェック機能が備わっているか確認する。また、その過程で不適切な支出が発生しやすい領域を特定する。
- b 収支報告書等の経年比較分析や、重要数値に関する比率分析を行い、不整合や説明できない差異等が生じていないか確認する。
- c a 及び b の状況を踏まえ、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証憑チェックを実施する。

◆おかやま桃太郎まつり開催事業負担金（平成 24 年度負担実績 88,000 千円）

【意見 30】に該当する

市においては、おかやま桃太郎まつり運営委員会に対する負担金の拠出内容の妥当性のチェックについて以下のように対応している。

- a 申請書類については所定の様式に沿ってチェックを行うこととなっているが、チェックマニュアルは作成していない。
- b 事務局を観光コンベンション推進課が行っているため、現地確認を同時に行っている。
- c 岡山市補助金等交付要綱の関係書類としては領収書の提出は受けていないが、事務局を観光コンベンション推進課が行っており、事務局経費については全事業において領収書等のチェックを行っている。また、監事監査報告書の提出を受け確認している。
- d 負担金の対象経費については、事務局を観光コンベンション推進課が担っているため、事務局経費については確認を行っている。

上述の方法では、各実行委員会における不適切な支出が発生しやすい領域の特定（内部統制の弱い部分）が困難で、また、各事業における具体的な支出状況を検証する機会が限られることから、支出内容の適切性、妥当性についての検証が不十分となる可能性が高く、仮に各事業において不適切な支出があったとしてもこれを発見できないリスクが相対的に高くなる。なお、監事監査を受けているものの、監事監査は財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなっており着眼点が異なることから、負担金の対象となった支出の妥当性が担保されるとまでは言い難い。

一方で、市によるチェック体制について、実務上は限られた人員、時間で実施せざるを得ないという制約条件について配慮する必要があり、証憑の全件チェックを行うといった方法を選択しても、実行性が乏しいと考えられる。従って、以下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用する必要があると考えられる。

- a 各実行委員会の内部統制の状況についてヒアリングし、有効なチェック機能が備わっているか確認する。また、その過程で不適切な支出が発生しやすい領域を特定する。
- b 決算内訳等の経年比較分析や、重要数値に関する比率分析を行い、不整合や説明できない差異等が生じていないか確認する。
- c a 及び b の状況を踏まえ、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証憑チェックを実施する。

◆おかもやま城下町物語実行委員会負担金（平成 24 年度負担実績 7,200 千円）

【意見 30】 に該当する

おかもやま城下町物語実行委員会の事務局は、おかもやま観光コンベンション協会が担っており、市ではおかもやま城下町物語実行委員会に対する負担金の拠出内容の妥当性のチェックについて以下のように対応している。

- a 申請書類については所定の様式に沿ってチェックを行うこととなっているが、チェックマニュアルは作成していない。
- b 事業実施については連携して行っているため、現場にも出向き現地確認を行っている。
- c 監事監査報告書の提出を受け確認している、領収書の提出までは受けていない。
- d 負担金の対象経費については、申請書類でわかる範囲で確認している。

上述の方法では、おかもやま城下町物語実行委員会の内部管理の状況（内部統制）を十分に理解していないため、不適切な支出が発生しやすい領域の特定が困難で、また具体的な支出状況を検証する機会が限られることから、支出内容の適切性、妥当性についての検証が不十分となる可能性が高く、仮に各事業において不適切な支出があったとしてもこれを発見できないリスクが相対的に高くなる。なお、監事監査を受けているものの、監事監査は財務諸表全体の適正性について意見を出すこととなっており着眼点が異なることから、負担金の対象となった支出の妥当性が担保されるとまでは言い難い。

一方で、市によるチェック体制について、実務上は限られた人員、時間で実施せざるを得ないという制約条件について配慮する必要があり、証憑の全件チェックを行うといった方法を選択しても、実行が乏しいと考えられる。従って、以下のようなチェックの仕組みについて検討し、マニュアルとして整備した上で計画的に運用することが望ましい。

- a 実行委員会の内部統制の状況についてヒアリングし、有効なチェック機能が備わっているか確認する。また、その過程で不適切な支出が発生しやすい領域を特定する。
- b 決算内訳等の経年比較分析や、重要数値に関する比率分析を行い、不整合や説明できない差異等が生じていないか確認する。
- c a 及び b の状況を踏まえ、ポイントを絞り込んだ上で、現場での活動状況の確認や、サンプリングによる支出に関する証憑チェックを実施する。

教育委員会指導課

◆岡山県小学校教育研究会負担金、岡山県中学校教育研究会負担金、岡山県高等学校教育研究会負担金（平成 24 年度負担実績 3,036 千円、1,893 千円、52 千円）

【意見 30】に該当する

例えば小学校の場合には、岡山県小学校教育研究会へ負担金が拠出され、当該研究会から各部会や支会へ定額拠出されている。市は当該研究会から決算書を入手している。

領収書のチェックや通帳の確認などは、各研究会で監査を行っているが、各研究会において第三者的な立場で検証できるような仕組みを整えるよう求めることが望ましい。

3. 交付金について

(1) 共通論点

該当事項なし

(2) 個別論点

消防局消防企画総務課

◆岡山市消防団運営交付金（平成 24 年度交付実績 11,850 千円）

【指摘 27】 交付対象経費として不適当なものは控えるべきである

飲食代については、災害現場や訓練及び出初式や夜警等の公式行事に限って交付対象経費として認められている。市は一人当たりの目安として 500 円を設定しているものの、一人当たり 1,000 円近いものもあった。公金の性格からして目安を大きく上回るものについては指導すべきである。

さらに、領収先が「酒の××本店」とあり、領収要因（お食事代として等）も記載されていないものもあった。交付金で酒類を購入しているような外観を呈しているため、このような支出は避けるように、市は消防団に対して適切な指導を行うべきである。

【指摘 28】 交付対象経費の妥当性を判断する情報を記載するよう指導すべきである

飲食代の支払書を確認したところ人数が記載されていないものがあった。市は一人当たりの目安として 500 円を設定しており、金額的に妥当なものであるかどうかをチェックするために人数を記載するように指導すべきである。

第5．総括意見

今回の監査は、「第1．包括外部監査の概要 4．包括外部監査の方法（2）監査要点」（2頁）で述べているように5つの観点から実施してきた。その結果を概括すると、次のような問題点が見えてくる。

（1）補助金及び負担金等に係る申請、決定、交付等の事務の執行が、法令及び条例・規則等に従い適切に実施されているか。

一部において、合规性を判断するための補助金等交付要綱に不明確な部分があり、客観性を確保出来ていない面がある。

（2）補助金及び負担金等の対象は公益性の観点から適正であるか。

一部において、機会の公平性を担保するため、公募方式の導入やそもそもの補助対象事業者の範囲の拡大を検討することが望ましい面がある。

（3）補助金及び負担金等の対象団体（事業）からの実績報告のモニタリングは適切であるか。

一部において、補助事業者からの実績報告について事後検証の仕組みに課題があるものがある他、必要に応じて実施すべき実地調査がほとんど行われていないものがある。

今回の包括外部監査でも、対象経費として不適当なものとも捉えられかねないものが見受けられた。

（4）補助金及び負担金等の対象団体（事業）への指導・監督は適切か。

一部において、補助事業者に対して指導は十分ではない面があった。

今回の包括外部監査でも、補助事業者からの実績報告書の収支の記載が不正確なもの、補助対象経費の妥当性を判断する情報が欠けているもの、さらには必要な書類の提出が徹底されていなかったものが見受けられた。

(5) 補助金及び負担金等の検証（効果測定）やフィードバック、見直しは適切か。

一部において、継続的实施されている補助金等であるにも関わらず、次年度以降の改良へ結びつける材料が不足しており、効果測定が十分にはなされていない面があった。

今回の包括外部監査の結果検出された事項を踏まえると、補助金等を開始した当初は施策との関連性や効果、必要性が検討されたとしても、その後の環境の変化とともに、施策との関連性や効果、必要性が変化する場合がある。

補助金等は、施策との関連で有効なものであるとはいえ、その反対給付を伴わないという特性がある。その特性に対して、岡山市では現時点でも補助金等に対して検証していく仕組みがあり、「第3. 監査対象とした補助金等の概要 2. 市が執行する補助金等の概要（2）市における補助金等に関する見直しの取組状況」（9頁）に記載しているとおりである。しかし、それらの仕組みに対してさらに検討すべき点があると考えられる。

今後、岡山市の補助金等への取り組みとして、施策との関連性やその効果・必要性について絶えず検証していく仕組みの強化が必要であり、特に「補助金及び負担金等の検証（効果測定）やフィードバック、見直しの適切性」を重要視すべきである。実施体制は種々考えられるが、それらの検証の仕組みを改善して、さらに効果的に行われることにより、今後の岡山市の施策がより良いものとなることを期待する。